

1．総則

条例の目的

この条例は、名張市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を推進し、自立し持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

<意見>

- ・これからの自治体は、他力本願ではなく、自己改革することで自力で持続可能な発展をめざすことが重要である
- ・自治基本条例に、総合計画のように名張市の性格やまちづくりの進むべき方向を謳ってもよいのではないか。
- ・自治基本条例は、半永久的なものであり、まちづくりの方向は総合計画にゆだねたほうがよい。
- ・行政運営の総合性、透明性（公開性）を理念に謳うべきである。

定義

（一）市民

市内に住み、又は市内で働き、学ぶ者及び市内に事業所を置く事業者、その他団体等をいう。

（二）参画

政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。

（三）協働

市民、市議会及び市、又は市民同士がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動すること。

<意見>

- ・協働の主体を、市民、市議会及び市と明確に位置付けるべき。
- ・市民同士の協働も定義すべき。
- ・名張市らしい協働の姿を画き、市民のまちづくりへの参加意識を高めていくことが、自治基本条例に求められている。

自治の原則

(一) 人権尊重

国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。

(二) 情報共有

市民、市議会及び市が互いの情報を共有し合うこと。

(三) 参画及び協働

市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決にあたること。

< 意見 >

- ・ 協働の目指すものは、公共的課題の解決とするのが適当である。
- ・ 市民の自立を基本にした参画、協働を原則として謳うのであれば、それを補完する人権の原理が必要である。

4. 市民

市民の権利

市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

市民の役割と責務

市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるとともに、参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

市民は、事業を営み又は諸活動を行うにあたっては、公共の福祉と地域の発展に配慮しなければならない。

市民は、行政サービスに伴う市税等の負担を分任しなければならない。

<意見>

- ・地域の課題を認識し、自ら行動する市民を増やしていくことが課題である。
- ・市民の権利と義務は、「言いたいことは言うが、すべきこともする」ということが基本にならないといけない。
- ・市民の参画促進について、義務を課すことはできないが、条例で少しでも踏み込む表現ができないか。
- ・市政への市民参画には、政治参画と行政参画の2通りあるが、政治参画にまで踏み込んで規定するのは難しい。
- ・市民が意識改革し、市民社会を変革していく必要がある。

5 . 市議会

議会の役割、権限等

市議会は、市の意思決定機関である。

市議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定改廃，予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する重要事項で別に条例で定めるものを議決する。

市議会は、市長等の行政の運営を監視し、牽制する。

議会の責務

市議会は、情報の公開、提供や対話などを通じて市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

~~市議会は、陳情、請願等の市民の要望に誠実に対応する。~~

市議会は、市政調査に努めるとともに、条例等議案の提出など政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

議員の責務

市議会議員は、市民の信託に応え、自己の研鑽に努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

<意見>

- ・議会の権限は地方自治法で規定されているので、この条例では議会の資質、議員として心構えについて重視すべきだ
- ・議員は市民の声を代表するという役割を記述すべきだ。
- ・議員の自己研鑽（能力向上）についても記述が必要だ。
- ・住民投票やパブリックコメントなどで議会の意義が変わりつつあるということを踏まえなければならない。
- ・議会自ら市民と対話し、その意見を反映するような仕組みが必要だ。
- ・議員を選ぶ市民も、自らレベルアップを図る必要がある。

6. 市長等

市長の役割・責務

市長は、市を統轄（代表）するとともに、市の事務を管理し及びこれを執行する。

市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営にあたるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

~~市長に立候補する者の責務（マニフェスト）~~

<意見>

- ・市長にマニフェストを義務付けるのは、新人の立候補のハードルをいたずらに高くするので、問題がある。対立候補が政策で争う構造が確立できればよい。

職員の役割・責務

職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

職員は、職務に必要な知識・技能等の向上に努めなければならない。

<意見>

- ・職員には、もっと市民の立場に立って仕事をしてもらいたいし、このための研鑽をしてもらいたい。

7. 情報共有

情報共有

市は、市政に関する情報を、広報等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

情報公開

市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

個人情報保護

市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適正な措置を講じなければならない。

説明責任

市は、政策の立案から実施、評価にいたるまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民にわかりやすく説明しなければならない。

要望・苦情等への対応

市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応すると共に、その結果を速やかに回答しなければならない。

市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査・分析し、業務の

改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

<意見>

- ・市民対応窓口の高度化・総合性を記述できないか。
- ・苦情等について、市全体で内容等を集約・分析し、改善する仕組みが必要である。

8. 市政運営（自治体経営）

市政運営の原則

市は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図るものとする。

市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及び基本計画（総合計画）を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

<意見>

- ・これからの自治体は、生き残りをかけて、厳しい政策選択を行っていくことが求められている。
- ・戦略的な政策選択に市民が関わる仕組みが必要である。
- ・市民の側にも「市を経営する」という視点を広げていかなければならない。

組織

市は、社会情勢に対応する簡素かつ機能的な組織により市政運営を行うとともに、市の組織を市民にわかりやすいものにしなければならない。

人事政策

市は、有能な職員の任用に努めると共に、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置等を行い、職員と組織の能力が最大限に発揮されるようにしなければならない。

<意見>

- ・職員に人事考課・査定制度を導入すべきである。
- ・人事評価について、市民や専門家を交えた評価指標づくりを行う必要がある。
- ・職員研修を充実させるべきである。
- ・市民との信頼関係を築ける人をもっと評価すべきである。

法務政策

市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈すると共に、条例・規則の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

法令遵守、公益通報

市は、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

市は、行政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

<意見>

- ・公益通報者保護については、犯罪を見逃すことは犯罪との立場で、運用に慎重を期す必要がある。
- ・別に通報機関又は補助機関を設けておかないと、通報者の真の保護は難しい。
- ・一気に条例で縛るのではなく、職員の意識改革、法務研修など段階的に進めていくべきだ。
- ・リスクマネジメントに関する職員研修が必要になっている。

行政手続

市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

行政サービス提供等の原則

市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等を市民に明らかにするとともに、公平かつ効率的なサービス提供に努めなければならない。

市は、実施しようとする事業等について、最小の経費で最大の効果をあげるよう、その費用と効果を検証するとともに、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

<意見>

- ・名張市が既に組んでいるシティズンズチャーター（市民と行政との約束制度）について規定すべきである。
- ・市民満足度経営（顧客主義）については、コスト概念と切り離すと危険である。
費用対効果を上げるという表現に改めるべき。

財政等

市は、総合計画に基づく財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

市は、保有する財産を適正に管理すると共に、効果的に活用しなければならない。

市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民にわかりやすく公表しなければならない。

<意見>

- ・地方自治法で定められている事項だが、市民に分かりやすく公表することが求められる。

行政評価

市は、効果的で効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

<意見>

- ・行政評価制度は、今後とも進化させていくという表現が必要だ。
- ・行政評価と人事評価、人事配置及び職員研修が連動するようにしていく必要がある。

監査

監査委員は、市の財務等に係る監査を行うにあたり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性等の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

<意見>

- ・外部監査について規定している自治体が多いが、まず内部監査を厳正に行うことが第一であり、これをしっかりと規定すべきだ。
- ・オンブズマンの設置について、中長期的な視点で検討していく必要がある。
- ・外部監査については、必要に応じてそこまで発展させるという表現でよい。

危機管理（不測事態への対応）

市は、市民、関係機関、他の自治体等との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

<意見>

- ・地震等の大規模災害時には、地域における住民同士の助け合いがなにより重要だ。
- ・日頃から、防災訓練など地域における危機管理の足元を固めておく必要がある。
- ・危機管理における地域づくり委員会の役割、重要性が滲み出るように規定すべきだ。

9. 参画及び協働

(1) 市政への市民参画

政策形成及び実施過程への参画

市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、重要な計画の策定、条例等の制定・改廃、又は施策等を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

<意見>

- ・市政への市民参画には、計画策定 - 施策実施 - 評価 - 修正のサイクルが必要だ。
- ・市民の参画を保障するという表現が必要だ。
- ・条例だけでなく規則の制定にも市民参画が必要と思われる。
- ・審議会以外の市民参画（公聴会、アンケート、ワークショップ等）についても規定する必要がある。

評価等への参画

市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が審査できる機会を設けなければならない。

審議会等

市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

審議会等の会議及び会議録は原則として公開しなければならない。

住民投票

- (一) 市長は、市政にかかる重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- (二) 住民投票の投票資格要件、その他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- (三) 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

住民投票の発議及び請求

- (一) 定住外国人を含む 18 歳以上の住民は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。
- (二) 市議会議員は、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。
- (三) 前 2 項の場合において、議会の議決があったときは、市長は住民投票を実施しなければならない。但し、第 1 項の署名数が定住外国人を含む 18 歳以上の住民総数の 6 分の 1 を超えたときは、市長は住民投票を実施しなければならない。

< 意見 >

- ・投票者資格は、この条例で特定せず、個々の案件により判断するほうがよい。案件によっては中学生をも対照にする場合があってもよい。
- ・市民の発議権、請求権は幅広く考えてもよい。
- ・議会の議決は、地方自治法で認められているため、自治基本条例への規定は不要と思われる。
- ・住民投票の成立要件（50%以上）を規定すべきである。
- ・住民投票結果の遵守義務についても規定が必要だ。
- ・名張市は住民投票を既に経験しているため、この前例（20歳以上）を尊重すべきである。
- ・定住外国人は、資格者に入れるべきである。
- ・市民の住民投票実施のための条例制定請求（50分の1）も規定する必要がある。
- ・議員の発議権（12分の1）についても、市民請求と同様に規定すべき。

(2) コミュニティと市民公益活動

コミュニティ活動

市民は、安全で安心できる地域社会を実現するため、自主的に区及び自治会等のコミュニティ活動に参加し、地域のなかで交流し、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

市は、コミュニティ活動の役割を尊重するとともに、必要な施策を講じなければならない。

地域づくり

市民は、住民自治を基本に、地域特性に応じた個性的で心豊かな地域づくりを行うため、コミュニティ活動を一定のまとまりをもって行うための組織として、別に条例に定めるところにより、地域づくり委員会（以下、「委員会」という）を設置することができる。

委員会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織等と連携しながらまちづくりを行うものとする。

市は、委員会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

市は、各種計画の策定や政策形成にあたっては、委員会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

委員会は、市が行ってきた事務等を市に代わって行うことができる。この場合、市は、原則として、事務の執行等に必要な経費の一部又は全部を委員会に支払うものとする。

< 意見 >

- ・コミュニティの第一の役割は、危機管理であり、すべての人にもっとも身近で重要な課題だと思われる。
- ・区・自治会等に入っていない人がいるという構造的問題がある。
- ・自治会活動に取り組んでいる者として、強制加入にできないかとの思いを強く抱いている。
- ・任意団体である自治会に強制加入させることは、憲法に抵触するためできない。
- ・コミュニティ活動への参加のインセンティブになるような規定が必要。
- ・区・自治会等への加入を促進するためには、会費・区費のあり方にも課題がある。
- ・地域づくり委員会には、区や自治会に参加していない人のほか、地域の企業やNPO等の参加を認め、幅広い組織にすべきだ。
- ・地域づくり委員会の、活動の目指すところをしっかりと記述すべきだ。
- ・地域づくり委員会と区制度、自治会との（補完・協力）関係をうまく表現する必要がある。
- ・地域づくり委員会は、最初は行政の関与・支援が必要だが、最終的には住民が独自に運営していくべき。
- ・地域づくり委員会は、区や自治会の足りない部分を補い、力を結集してより高度なレベルの仕事ができるようにするものであり、現在の区や自治会のあり方を変えるものではない。
- ・地域づくり委員会の結集度、受け持つ範囲が増えるほど、その公共性と自己権力性が高まり、行政もいうことを聞かざるを得なくなる。
- ・共益社会（コミュニティ）、公益社会（地域づくり委員会、NPO等）への参加意識を高めていくことが重要。参加を拒否する人は、切り捨てざるを得ない。
- ・PTA、婦人会等のアソシエーション組織は目的がはっきりしているため結束しやすいが、コミュニティ組織は義務的に行われている感が強い。これをNPOなどが繋げていく形になればよい。
- ・地域づくり委員会とアソシエーション組織（趣味的活動やNPO等の市民公益活動など）がタテとヨコとのマトリックス構造になることが求められる。
- ・地区の祭礼をまちづくりに生かしたいが、宗教行事のハードルがあり難しい。
- ・地域や各種団体が基礎にあって地域づくり委員会があるということであり、地域づくり委員会が上にあるのではない。
- ・協働の原則から言えば、「市民も市を尊重する」という表現が必要だ。

市民公益活動

市は、市民が自発的かつ自主的に行う非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

(3) 協働のまちづくり

コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む市民(以下、「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性や役割を理解するとともに、互いに尊重し合い、協力・連携してまちづくりに取り組むものとする。

市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

市は、協働のまちづくりを進めるにあたり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

<意見>

- ・アソシエーション型組織とコミュニティ組織を有機的に結び付けていくことが重要だ。

10. 条例の最高規範性

この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃にあたっては、この条例の内容を尊重し、整合を図らなければならない。

<意見>

- ・法的に他の条例と上下関係はないので、条文でこの条例が最優先されることを宣言することに意義がある。
- ・改廃の議決に過半数を超えるハードルを課す事例(2/3 or 3/4)があるが、そこまでは必要ない。

1.1. 国、三重県及び他の地方自治体との関係

国及び三重県との関係

市は、国及び三重県と対等の立場にたち、市自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

他の自治体との関係

市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域的事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力・連携するものとする。

<意見>

- ・危機管理は、広域連携と都市間連携が必要である。